

令和3年度 河北町「人・農地」リニューアル事業

新規就農者や地域の担い手が行う荒廃農地の再生 利用活動を支援します

補助対象者（以下のいずれかに該当）

- 1 新たに就農する者
- 2 認定新規就農者
- 3 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体

事業要件（以下すべてを満たすこと）

- 1 貸借等によって再生された農地で5年以上耕作すること
- 2 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 3 事業費が200万円未満であること

補助対象事業

県・町合わせて1/2を補助

区分	①再生作業	②営農定着
荒廃農地 		
農用地内の荒廃農地	伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等	営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等（種子・苗木等購入、作付作業も含む）

町単独補助対象事業

（継続育成作物加算事業）

10a 当たり5万円（1/2上限）を補助

町の産地戦略作物、主要振興作物、振興作物を作付けする場合の種苗代、資材費等に要する経費を3年目まで補助

※ただし、1年目に上記②営農定着事業に該当するものを除くほか、主食用米、麦、大豆、てん菜、でん紛原料用ばれいしょ、そば、なたねが作付けされる場合で、経営所得安定対策での米及び水田の直接支払交付金の交付対象となっている場合を除く。

※詳しい要件等はこちらへお問い合わせください。

お問合せ 河北町農業委員会農地係 TEL 0237-73-5161